

特別職と一般職の比較

	特別職	一般職
根拠規定	地方公務員法第3条第3項	地方公務員法第3条第2項
対象の職	<ol style="list-style-type: none"> 1 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職 2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職 3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職 4 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの 5 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの 6 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職 7 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの 8 非常勤の消防団員及び水防団員の職 9 特定地方独立行政法人の役員 	特別職に属する職以外の一切の職
成績主義の適用	住民の選挙、議会の同意等必ずしも成績主義のみによることなく任用される。	原則として、受験成績など勤務成績に基づいて任用等の身分取り扱いは行われ、成績主義の原則が全面的に適用される。
終身職の性格	一定の任期あるいは雇用期間を限って任用される。	原則として、終身職である。